

札幌市都心における地区まちづくり推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都心における各地区の特性に応じた地区事業者等及び地区住民による主体的なまちづくり活動の推進に関して必要な事項を定めることにより、魅力と活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり 魅力と活力に満ちたまちを実現するために行う、市街地の形成及び市街地環境の維持又は改善に取り組む活動をいう。
- (2) 地区事業者等 地区まちづくりが行われている地区で事業を営む者、土地の所有権又は借地権を有する者及び当該地区の地区まちづくりに関する活動を行う者をいう。
- (3) 地区まちづくり協議会 地区まちづくりを推進することを目的とする地区事業者等又は地区住民からなる組織として、市長が認定したものをいう。
- (4) 地区まちづくりルール 地区まちづくりを推進するために地区まちづくり協議会が策定する、当該地区の地区まちづくりの目標、方針、遵守すべき事項等を定めたルールとして、市長が認定したものをいう。

(対象区域)

第3条 この要綱の対象とする区域は、札幌市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域(都心)とする。

(地区事業者等及び地区住民並びに市の役割)

第4条 地区事業者等及び地区住民は、地区まちづくりの主体として、相互に協力し、創意工夫して、地区まちづくりを推進する。

- 2 市は、地区まちづくりに関する情報収集及び調査研究を行うとともに、地区事業者等及び地区住民に対して地区まちづくりに関する情報を提供し、その活動を支援する。

(地区まちづくり協議会)

第5条 地区まちづくりを推進することを目的とする地区事業者等又は地区住民からなる組織は、地区まちづくり協議会として、市長の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする組織の代表者は、札幌市都心における地区まちづくり推進要綱取扱要領(以下「取扱要領」という。)の定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の認定の申請に係る組織が次の各号のいずれにも該当する場合は、同項の認定をするものとする。
 - (1) 組織の構成員は、地区事業者等又は地区住民であること。
 - (2) 地区まちづくりを推進しようとする区域が、一体的なまちづくりの検討の必要がある一団の区域であり、かつ、自ら活動することができる範囲内で定められていること。
 - (3) 地区まちづくりを推進しようとする区域の一部が、第3条に定める対象区域外である場合は、特に一体的なまちづくりの検討の必要があると認められること。
 - (4) 地区事業者等及び地区住民に活動内容や成果を周知し、意見を聴きながら地区のまちづくりを推進しようとするものであること。
- 4 市長は、前項の規定により地区まちづくり協議会を認定したときは、取扱要領の定めるところにより、同協議会の概要を公表するものとする。
- 5 地区まちづくり協議会は、地区まちづくりを推進しようとする区域の全部又は一部が都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条の規定により市長が指定している都市再生推進法人の活動地域と重なる場合は、当該都市再生推進法人と連携した地区まちづくりの推進に努めるものとする。
- 6 地区まちづくり協議会は、特定のものに利害を及ぼすことなく、地区まちづくりの推進に努めるものとする。
- 7 地区まちづくり協議会の認定の有効期間は、認定の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとし、認定の有効期間満了後も引き続き、地区まちづくりを推進しようとする地区まちづくり協議会は、取扱要領の定めるところにより、更新に係る手続きを行うものとする。
- 8 前項の認定の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。
- 9 地区まちづくり協議会は、認定の取消しを受けようとする場合は、取扱要領の定めるところにより、取消しに係る手続きを行うものとする。

（地区まちづくりルール）

- 第6条 前条第1項の規定により認定を受けた地区まちづくり協議会は、地区まちづくりルールを策定し、市長の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けようとする地区まちづくり協議会の代表者は、取扱要領の定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の認定の申請に係る地区まちづくりルールが次の各号のいずれにも該当する場合は、同項の認定をするものとする。
 - (1) 当該地区まちづくりルールの内容について、対象区域の地区事業者等及び地区住民の多数の支持を得ていること。
 - (2) 第2次都心まちづくり計画その他市が策定した計画に整合していること。

- (3) 特定のものに利害を及ぼす恐れがある内容となっているもの又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする内容となっているものでないこと。
- 4 市長は、地区まちづくり協議会が第1項の地区まちづくりルールを策定するに当たり、必要な指導又は助言等を行うことができる。
- 5 地区まちづくりルールで定める事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 目標
 - (2) 対象区域
 - (3) 土地又は建物に関する基本的な方針
 - (4) 市街地環境の維持又は改善に取り組む活動に関する基本的な方針
- 6 地区まちづくりルールには、前項に定める事項に併せて、次の各号に掲げる事項も定めることができる。
- (1) 前項第3号の方針に沿った地区まちづくりを推進するための建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築その他取扱要領で定める行為（以下「建築等行為」という。）に係る基準。
 - (2) 前項第4号の方針に沿った地区まちづくりを推進するための活動計画。
 - (3) 建築等行為のうち、地区まちづくり協議会への協議が必要な行為（以下「協議対象行為」という。）
- 7 市長は、第1項の規定により地区まちづくりルールを認定したときは、取扱要領の定めるところにより、当該ルールの概要を公表するものとする。
- 8 地区事業者等及び地区住民は、地区まちづくりルールの対象区域において、建築等行為を行うときは、当該地区まちづくりルールとの整合及び周辺環境との調和に配慮するものとする。
- 9 地区まちづくりルールの認定の有効期間は、認定の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとし、認定の有効期間満了後も引き続き、地区まちづくりルールにより地区まちづくりを推進しようとする地区まちづくり協議会は、取扱要領の定めるところにより、更新に係る手続きを行うものとする。
- 10 地区まちづくり協議会は、地区まちづくりルールの認定の取消しを受けようとする場合は、取扱要領の定めるところにより、取消しに係る手続きを行うものとする。

(建築等行為の誘導)

- 第7条 前条第1項の認定に係る地区まちづくりルールの対象区域において、当該地区まちづくりルールに定められた協議対象行為を行おうとする者（以下「協議対象行為者」という。）は、当該協議対象行為について、取扱要領の定めるところにより、あらかじめ、当該地区まちづくりルールを定めた地区まちづくり協議会と協議するものとする。
- 2 協議対象行為者は、当該建築等行為に係る法令（条例及び規則を含む。）に基づく手続きをしようとする日又は当該建築等行為に着手しようとする日のうち最も早い日の30日

前までに、前項に規定する協議の結果及び協議対象行為の内容を取扱要領の定めるところにより市長に報告するものとする。ただし、当該報告の期日に関しては、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- 3 地区まちづくり協議会は、第1項に規定する協議を行った場合、その結果を取扱要領の定めるところにより、速やかに市長へ報告するものとする。
- 4 市長は、協議対象行為者及び地区まちづくり協議会から前2項に規定する報告を受け、当該協議対象行為が地区まちづくりルールに適合していると認められる場合は、取扱要領の定めるところにより協議対象行為者に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の協議に関して必要があると認めるときは、協議対象行為者に対し、指導又は助言を行うことができる。
- 6 市長は、第1項の協議の結果、協議対象行為が地区まちづくりルールと適合していない場合で必要があると認めるときは、協議対象行為者に対し、協議対象行為を地区まちづくりルールに配慮するよう要請することができる。
- 7 市長は、第5項及び前項の指導、助言又は要請を行うときは、地区まちづくり協議会の意見を聴くものとする。
- 8 協議対象行為者は、第4項の通知後、適合承認を受けた協議対象行為の変更を行う場合、地区まちづくり協議会とあらかじめ協議するものとする。なお、協議に関しては第1項から前項までの規定を準用する。
- 9 市長は、前項に規定する協議を行わない協議対象行為者に対し、協議を行うよう指導することができる。

(活動実績)

第8条 地区まちづくり協議会は、取扱要領の定めるところにより、毎年5月31日までに、地区まちづくり協議会の活動状況について市長へ報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（以下「暴排条例」という。）の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者が構成員に含まれる場合は、この要綱の他の規定に関わらず、第5条に基づく地区まちづくり協議会としての認定対象としないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人、その他団体でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第7条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、この要綱の他の規定に関わらず、地区まちづくり協議会として登録された団体の構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、第5条に基づく地区まちづくり協議

会の認定を取り消すことができる。

- 4 市長は、本事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、第5条に定める地区まちづくり協議会の認定を受けようとする者（以下「対象者」という。）に対し、対象者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、取扱要領で定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月24日から施行する。

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。